

好日苑ケアプランセンター運営規程

(事業の目的)

第一条 社会福祉法人 響会が開設する好日苑ケアプランセンター（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「居宅事業」という）が行務の適正な運営を確保する為にするために人員および管理規程に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第二条
- ① 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力にて自立した日常生活を営む事が出来るよう、利用者の立場に立って援助を行う。
 - ② 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
 - ③ 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - ④ 地域包括支援センターから紹介を受けた中重度者や支援困難ケースを受託するほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントの実施・地域全体のケアマネジメントの質の向上に資すること、また、その体制を継続する。

(事業所の名称等)

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 好日苑ケアプランセンター
- ② 所在地 東京都大田区上池台 5 丁目 7 番 1 号
(特別養護老人ホーム好日苑 1 階)

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第四条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1 名（常勤職員・主任介護支援専門員を兼ねる）
 - ・管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を行い、自らも指定居宅介護支援の提供にあたることができる。
 - ・当該管理及び業務に支障がない限り、同一敷地内の業務を兼務する

ことができる。

- ② 介護支援専門員（常勤職員）3名
 - ・介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日
ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間
午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第六条 1. 指定居宅介護支援の提供方法および内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

（通常事業の実施地域）

第七条 通常事業の実施地域は大田区内全域とする。

- 第八条 ① 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握および分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービス内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画およびサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整を行う。
利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介、その他の便宜を提供する。課題の分析については課題分析標準項目を用いる。
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握すると共に、少なくとも月1回居宅を訪問しモニタリングして記録する。訪問する事により利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。
 - ③ 介護支援専門員は、要介護認定の更新時・区分変更時または必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

- ④ 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うと共に、相談に応じる事とする。
 - ⑤ 当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者に公正・中立にサービスの選択を求めます。
 - ⑥ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - ⑦ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。
2. 第八条の通常の実施地域で行う指定居宅介護支援に要した交通費は無料とする。またそれ以外の地域でも無料とする。

（事業継続計画 BCP の策定等）

- 第九条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画 BCP」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当事業所は、職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 当事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

（感染症対策）

- 第十条 当事業所は、感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように、別に定める「感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針」に従い、発生時の対応及び予防を行う。
- 1 当事業所における感染症対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね1月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - 2 当事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第十一条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修会を次のとおり開催するものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 6 回以上
2. 従事者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
 3. 従事者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

(ハラスメント対策)

第十二条 当事業所は、適切な指定居宅介護支援サービスの提供を確保する観点から、セクシャルハラスメント防止規則（職場において行われる性的な言動等）、パワーハラスメント防止規則（優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されること等）、またカスタマーハラスメント防止規則（顧客等からの著しい迷惑行為等）の防止をするための指針を設置し、対応方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 14 年 3 月 1 日一部改正	平成 21 年 2 月 1 日一部改正	平成 29 年 4 月 1 日一部改正
平成 15 年 4 月 1 日一部改正	平成 21 年 4 月 1 日一部改正	平成 30 年 7 月 1 日一部改正
平成 17 年 4 月 1 日一部改正	平成 22 年 4 月 1 日一部改正	平成 30 年 8 月 1 日一部改正
平成 18 年 4 月 1 日一部改正	平成 24 年 5 月 25 日一部改正	平成 31 年 4 月 1 日一部改正
平成 18 年 7 月 1 日一部改正	(平成 24 年 4 月 1 日に遡り適用)	令和 2 年 4 月 1 日一部改正
平成 20 年 5 月 1 日一部改正	平成 27 年 4 月 1 日一部改正	令和 3 年 4 月 1 日一部改正
平成 21 年 1 月 1 日一部改正	平成 28 年 5 月 1 日一部改正	令和 4 年 6 月 1 日一部改正
令和 4 年 7 月 1 日一部改正		